

## 第13回盛岡地方裁判所委員会・盛岡家庭裁判所委員会議事概要

### 第1 開催日時

平成19年11月27日(火)午後2時30分～午後5時00分

### 第2 開催場所

盛岡地方・家庭裁判所大会議室(5階)

### 第3 出席者

(委員)

姉帯幸子, 内田浩, 榎戸道也, 蛭原意, 大野正勝, 大森紀代美, 尾崎寛生, 金谷暁, 川嶋静夫, 川上博基, 河辺邦博, 菅原唯夫, 菅原博, 杉山慎治, 千田耕一, 千葉浩也, 塚田孝子, 松尾正弘, 三上邦彦, 西尾博子(五十音順, 敬称略)

(盛岡地方裁判所委員会委員, 盛岡家庭裁判所委員会委員, 盛岡地方裁判所委員会・盛岡家庭裁判所委員会兼務委員)

(庶務)

佐藤地裁事務局長, 村川民事首席書記官, 鹿内刑事首席書記官, 塩澤首席家裁調査官, 國分家裁首席書記官, 島田地裁事務局次長, 大山家裁事務局次長, 藤原地裁総務課長, 穴戸地裁総務課課長補佐, 藤井家裁庶務係長

### 第4 盛岡地方裁判所委員会及び盛岡家庭裁判所委員会合同議事

#### 1 開会あいさつ(金谷委員長)

#### 2 委員長の確認

第3期の委員会がスタートしたことに伴い,引き続き委員長を努めることを確認した。

#### 3 委員の自己紹介

#### 4 配布資料の説明(金谷委員長)

#### 5 地方裁判所委員会及び家庭裁判所委員会の活動状況について

庶務担当から,これまでの地方裁判所委員会及び家庭裁判所委員会の活動状況について説明がなされた。

#### 6 裁判所における取組状況報告について

庶務担当から,次の項目について説明がなされた。

(1) 広報活動状況について

ア 「夏休み親子で裁判所見学ツアー」の開催について

イ 「映画『裁判員』の上映会」について

ウ 「裁判員制度フォーラム」について

(2) 企業訪問と第5回法曹三者裁判員模擬裁判の実施状況について

7 議事テーマ「裁判員制度の今後の広報について」の意見交換等

(1) 基本説明等

意見交換に先立ち、庶務担当から「裁判員制度の今後の広報について」の説明がなされた。

(2) 意見交換

議事テーマ等に関し、概略、次のような意見交換がなされた。

実際に裁判員制度が国民からどこまで理解されているのか伺いたい。

裁判員制度が始まるということや時期については理解してきていただいているが、詳しい内容までということになるとまだ十分ではないと思っている。

何のために導入されるのか今ひとつ見えてこないのが不安だ。

企業訪問をして説明をしているということだが、組織に属する人間はある程度理解していると思うが、個人経営の会社、あるいは農業、漁業の従事者のような人達にはまだまだ浸透していないのではないか。

なぜ重大犯罪に限られるのか、軽い事件には必要ないのか、また職業裁判官ではどういった点がダメだったのかといった疑問がある。

裁判そのものが国民にとって全く身近なものではないので、実感がわかないのは当たり前ではないか。始まってから段々身近なものに感じられるようになるのではないか。

押し付けと感じている国民が多いのではないか。もっと分かりやすく、例えばキャッチフレーズをつけて広報する等の工夫が必要ではないか。

「私の視点、私の感覚、私の言葉で参加します。」というキャッチフレーズがあり、リーフレット等でも使用している。

制度が始まるというキャッチフレーズも大事だが、制度導入の必要性や内容に関するキャッチフレーズがより理解されやすいのではないか。

始まると何がどう変わるのか、なぜ導入されるのか聞きたい。

趣旨については、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の第1条にあるが、司法がより身近な存在になるというのが、導入の大きな目的といえるのではないか。また、いろいろな考えの人がいて、裁判官だけの裁判は誤判が多いという人がいるのも事実である。自分としては、裁判官だけで行ってきた裁判もある一定の評価、また国民の信頼を得ていると思うが、一部の専門家だけで決めてしまうことで良いのかという疑問を持つ人もいる。裁判は、法律の解釈と証拠による事実認定ということになるのだが、法律の解釈は裁判官が行うとして、証拠による事実認定は一般社会でも実際に行われていることであり、国民の様々な意見を刑

事裁判に反映させることで、説得力が増し国民の信頼が一層得られるのではないか。

導入することのメリットということで考えると、裁判所のメリットとしては、裁判官と裁判員が評議を尽くすことで、視点が偏ることもなく、信頼が得られる結果が得るのではないかということである。

国民の側のメリットとしては、裁判のしくみを内部から見ることができ、また、犯罪や裁判というものがより広く理解されることにより、刑事裁判に対する理解が進み、裁判が信頼されるとともに犯罪の少ない安全な社会の実現につながることを期待できるのではないかと考えている。また、国民のみなさんの視野が広がるということもいえるのではないか。

国民のためにやっている制度が、より国民に近づくともいえるのではないか。

アメリカに視察に行った経験から、陪審制度は国民から希望されている制度であるが、そのまま日本に取り入れてよいのかという疑問は残る。司法に携わる者が全て裁判員制度の導入に賛成しているわけではないと思っているが、模擬裁判等を通じて感じるのは、実に様々な意見が出されて、なるほどと感ずることが多いので、そういう意味では悪い制度ではないと思う。

裁かれる側にとってのメリットということでいうと、自分と同じ国民の判断なので救われるということもあるのではないか。

今後の広報ということで意見を伺いたい。

これまではある意味点としての広報だったと思うが、今後は線、さやに面としての広報をやっていくことも必要ではないか。

口コミというのも大事だと思うので、体験談を話してもらうことも効果的ではないか。フォーラム等で呼びかけてみてはどうか。

弁護士会の協力で岩手大学で行った裁判員制度の演劇がとても良かったので、演劇を観てもらってから評議をするということも効果的ではないか。

演劇ではないが、模擬裁判の様子をDVDで観てもらってから評議をしてもらうというようなことは実際に行っている。

それぞれの地域に影響のある人に説明して広げていくことが効果的、例えばライオンズクラブとかロータリークラブなどである。

国民の不安は果たして自分に出来るのか、意見をきちんと述べる事が出来るのかといったことだと思うので、実際に体験できるような広報の方がより効果的だと思う。

なるべく多くの人に体験してもらえるように、体験した人がグループを作ってまた別の団体に広めていくというようなボランティア的な活動もよいのではないか。

例えば「鉄棒をしませんか」と「逆上がりをしませんか」ではかなり違うので、制度の説明もさることながら、何故必要なのか、どういう事をするのかというようなことを具体的に訴えていくことが必要だと考える。

実際に模擬裁判に参加してみて、目からウロコ、とても貴重な経験であり大変

よい制度だと実感した。いろいろな場面で話をしており、経験者から広げていくことが大切だと思う。例えば、生涯学習の一環として、お父さんお母さんにも学習してもらおうという家庭教育学級というのが来年からスタートするので、教育委員会に働きかけてその授業のカリキュラムに組み込んでもらったり、町内会や子供会などに積極的に働きかけるなど、地道な活動も必要ではないか。

全く見えてこなかった導入の目的が裁判官の話で理解できたような気がする。裁判官が生の声で呼びかけることがとても重要だと考える。

(3) 裁判所の施設について

委員会に先立ち施設見学を行い、感想を述べ合った。

第5 次回委員会について

地裁委員会は2月上旬に、また、家裁委員会は2月下旬にそれぞれ開催することとし、具体的な開催日時及び開催テーマについては、確定次第、庶務担当から委員に対し通知することとした。

第6 閉会

以 上